

千葉県産地パワーアップ事業補助金交付要綱

制 定 平成28年4月 1日生振第1142号
平成29年3月31日生振第1184号
令和 2年6月18日生振第 327号
令和 4年5月25日生振第 302号
最終改正 令和 5年3月17日生振第1543号

(趣 旨)

第1条 知事は、水田・畑作・野菜・果樹・花植木等の産地が創意工夫を活かし、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や国産農産物のシェア拡大に資する取組により、本県農業の国際競争力と産地の生産体制の強化を図るため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)及び千葉県産地生産基盤パワーアップ事業実施方針(令和2年6月18日制定。以下「県実施方針」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、市町村及び県施策を推進する団体に補助金を交付する。

(補助金の対象)

第2条 前条に規定する補助金の対象となる事業は、別表1、2に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助率)

第3条 第1条に規定する経費に対する補助率は、別表1、2に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付申請をしようとするときは、知事が定める 期日まで

に千葉県産地パワーアップ事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更(別表1、2に規定する重要な変更に限る。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める事項。

(承認等の手続)

第6条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県産地パワーアップ事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第3号の規定による報告をする場合は、千葉県産地パワーアップ事業補助金事業遅延届(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、補助金の決定に係る年度の12月31日現在で作成した千葉県産地パワーアップ事業補助金遂行状況報告書(別記第4号様式)を当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図る上で知事が必要と認める場合は、別途提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して一カ月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い期日までに千葉県産地パワーアップ事業補助金実績報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記第6号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県産地パワーアップ事業補助金交付請求書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 規則第16条第2項の規定による概算払を受けようとするときは、千葉県産地パワーアップ事業補助金概算払請求書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(処分の制限)

第11条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、それぞれ1件の取得価格10万円以上のものとする。

(財産管理)

第12条 事業実施主体は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(別記第9号様式)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の経由)

第13条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は所轄の農業事務所の長を経由するものとする。ただし、県施策を推進する団体にあつては直接提出するものとする。

(暴力団密接関係者)

第14条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助を受けようとする事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(契約等)

第15条 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書(別記第10号様式)及び不当事項として指摘された工事等への関係の有無に係る申立書(別記第11号様式)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この交付要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和2年6月18日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和4年5月25日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和5年3月17日から施行する。

別表1 収益性向上対策・生産基盤強化対策(第2条、第3条、第5条関係)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

区 分	内 容	補助率※	重要な変更
1 整備事業	(1)収益性向上対策 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農産物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 農業廃棄物処理施設 (2)生産基盤強化対策 ア 農業用ハウスの再整備・改修 (ア)生産技術高度化施設 イ 生産技術の継承・普及に向けた取組 (ア)栽培管理・労務管理等の技術実証 ・生産技術高度化施設	事業費の 1/2 以内、 4/10 以内、 1/3 以内 事業費の 1/2 以内 ※国の補助率 と同じ	経費の配分の変更 ・補助金の増額又は 30%を超える減額 事業の内容の変更 ・事業の新設又は 廃止 ・事業実施主体の 変更

区 分	内 容	補助率※	重要な変更
2 基金事業	(1)収益性向上対策 ア 生産支援事業 (ア) 農業機械等の導入及びリース導入 (イ) 生産資材の導入等 イ 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等 (2)生産基盤強化対策 ア 農業用ハウスの再整備・改修 イ 果樹園・茶園の再整備・改修 ウ 農業機械の再整備・改良 エ 生産装置の継承・強化に向けた取組 (ア) 産地における継承・強化体制の構築 (イ) 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング (ウ) 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 オ 生産技術の継承、普及に向けた取組 (ア) 栽培管理・労務管理等の技術実証 (イ) 新規継承・普及のための研修等による人材育成 (ウ) 農業機械の安全取扱技術の向上支援 カ 全国的な土づくりの展開	(ア)本体価格の1/2 以内 (イ)1/2 以内、定額 定額(1/2 相当) 事業費の1/2 以内、定額 ※国の補助率と同じ	経費の配分の変更 ・補助金の増額又は30%を超える減額 事業の内容の変更 ・事業の新設又は廃止 ・事業実施主体の変更

別表2 国産シェア拡大対策(第2条、第3条、第5条関係)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

区 分	内 容	補助率※	重要な変更
3 推進事業	(1)麦・大豆 ア 麦・大豆機械導入対策 (2)園芸作物 ア 生産・流通支援 (ア) 生産体制合理化実践 推進支援 (イ) 新素材活用生産資材 の導入	導入費用の 1/2 以内 定額、事業費 の 1/2 以内 ※国の補助率 と同じ	経費の配分の変更 ・補助金の増額又は 30%を超える減額 事業の内容の変更 ・事業の新設又は 廃止 ・事業実施主体の 変更
4 整備事業	(1)麦・大豆 ア 麦・大豆生産・加工施設 整備対策 (ア) 乾燥調製施設 (イ) 穀類乾燥調製貯蔵 施設 (ウ) 農産物処理加工施設 (エ) 種子種苗生産関連 施設 (2)園芸作物 ア 生産・流通支援 (ア) 出荷作業合理化実践 支援 ・集出荷貯蔵施設	事業費の 1/2 以内 事業費の 1/2 以内 ※国の補助率 と同じ	経費の配分の変更 ・補助金の増額又は 30%を超える減額 事業の内容の変更 ・事業の新設又は 廃止 ・事業実施主体の 変更

別記第1号様式（第4条関係）

年度千葉県産地パワーアップ事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の長 氏 名)

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金 円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的、内容及び計画
別紙様式のとおり

(注) 1 別紙様式は、交付等要綱 別紙様式第4号[別記2第10の3関係](産地パワーアップ計画書)、別紙様式第Ⅰ-1号[第6の1関係]、第Ⅱ-1号[第4の1関係](事業実施計画書[麦・大豆])、別紙様式第1号[別記1別紙4のⅠの第4の1(1)関係](事業実施主体計画[園芸作物])のそれぞれ該当箇所を添付すること。

2 取組主体交付申請書の写しを添付すること(市町村を経由しない場合を除く)。

別記第2号様式（第6条第1項関係）

年度千葉県産地パワーアップ事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
（事業実施主体の長 氏 名）

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業内容

- （注）1 記の記載様式は、別記第1号様式に準ずる。
- 2 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 3 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限って添付すること。
- 4 補助金の額が増額する場合は、本文中の「千葉県補助金等交付規則第5条の規定により申請します。」を「千葉県補助金等交付規則第5条の規定により、補助金〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること。

別記第3号様式（第6条第2項関係）

年度千葉県産地パワーアップ事業補助金事業遅延届

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の長 氏 名)

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった千葉県産地パワーアップ事業補助金事業の遅延について、千葉県産地パワーアップ事業補助金交付要綱第5条第3号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

別記第4号様式（第7条関係）

年度千葉県産地パワーアップ事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の長 氏 名)

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 整備事業 2 基金事業 3 推進事業 4 整備事業	円	円	%	円		

※区分は、別表1, 2の区分を記入する（以下同じ）。

別記第5号様式（第8条関係）

年度千葉県産地パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の長 氏 名)

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

(注) 1 記の記載様式は、別記第1号様式に準ずる。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

また、以下の資料を添付すること。

- (1) 財産管理台帳の写し（整備事業、機械導入の場合）
- (2) 事業実績内訳明細書（別紙様式）
- (3) その他、千葉県産地生産基盤パワーアップ事業実施方針で定める書類

別記第5号様式 別紙様式1 (事業実績内訳明細書)【収益性向上対策・生産基盤強化対策】

単位:円

区分	市町村名	事業実施主体名	事業概要	交付率	総事業費	負担区分				消費税相当額		備考
						交付金	県費	市町村費	その他	除税額	うち 国費	
整備				1／2								
				1／3								
				小計								
				1／2								
				1／3								
				小計								
整備計				1／2								
				1／3								
				小計								
基金				1／2								
				1／3								
				小計								
				1／2								
				1／3								
				小計								
基金計				1／2								
				1／3								
				小計								
小計				1／2								
				1／3								
				小計								
附帯事務費												
整備				1／2								
基金				1／2								
小計												
計												

<記載注意>

- ① 区分は、「整備事業」は「整備」、「基金事業」は「基金」と記載すること。
- ② 事業概要の欄は、施設・機械等名を簡単に記載すること。
- ③ 交付率の欄は、該当する交付率を記載すること。
- ④ 消費税相当額の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合に記載すること。同税額がない場合は、備考欄に「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。
- ⑤ 法律補助、地域提案、継続事業に該当する場合は、備考欄に記載すること。

別記第5号様式 別紙様式2（事業実績内訳明細書）【国産シェア拡大対策】

単位:円

区分	市町村名	事業実施主体名	事業概要	交付率	総事業費	負担区分				消費税相当額		備考
						交付金	県費	市町村費	その他	除税額	うち 国費	
推進												
				小計								
				小計								
推進計												
				小計								
整備												
				小計								
				小計								
整備計												
				小計								
小計												
				小計								
附帯事務費												
推進												
整備												
小計												
計												

<記載注意>

- ① 区分は、「推進事業」は「推進」、「整備事業」は「整備」と記載すること。
- ② 事業概要の欄は、施設・機械等名を簡単に記載すること。
- ③ 交付率の欄は、該当する交付率を記載すること。
- ④ 消費税相当額の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合に記載すること。同税額がない場合は、備考欄に「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。
- ⑤ 法律補助、地域提案、継続事業に該当する場合は、備考欄に記載すること。

年度消費税仕入控除税額報告書

番
年
月
号
日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の長 氏 名)

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって交付決定通知のあった千葉県産地パワーアップ事業補助金について、千葉県産地パワーアップ事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額 金 円
(年 月 日付け 指令第 号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記第7号様式（第9条関係）

年度千葉県産地パワーアップ事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の長 氏 名)

〇〇年〇月〇日付け〇〇達第〇〇号で額の確定のあった〇〇年度千葉県産地パワーアップ事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

区 分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (c) = (A) - (B)	備 考
1 整備事業	円	円	円	
2 基金事業				
3 推進事業				
4 整備事業				
計				

別記第8号様式（第10条関係）

年度千葉県産地パワーアップ事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の長 氏 名)

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって交付決定のあった〇〇年度千葉県産地パワーアップ事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

区 分	交付決定額 (A)	今回請求額 (B)	残 高 (c) = (A) - (B)	備 考
	円	円	円	
1 整備事業				
2 基金事業				
3 推進事業				
4 整備事業				
計				

別記第9号様式(第12条関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名		産地生産基盤パワーアップ事業											
番号	事業の内容					工 期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業区分	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費 (円)	負担区分 (円)				耐用年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									国庫 補助金	県 費	市町村費	その他					

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴□□発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注）1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記第11号様式（第15条関係）

不当事項として指摘された工事等への関係の有無に係る申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴□□発注の○○契約の競争参加に当たって、過去1年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない（又は関与していた）ことを申し立てます。

また、この申告が虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2 会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していた場合は、以下の内容を記載すること。
- （1）会計検査院の指摘事項の概要
 - （2）当該工事における当社の役割について